

確 約 書

一般社団法人熊本県自動車標板協会
会 長 齊藤 直信 様

氏名又は名称 ⑨

指定番号 熊一
住 所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業、整備のために取り外した封印、変更登録、移転登録若しくは番号変更のために取り外した封印及び再交付又は交換のために必要となる封印の取付作業を行うことを希望し、令和 年 月 日付けで、一般社団法人熊本県自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当たり、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証等の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、自動車検査証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を、変更登録、移転登録若しくは番号変更のために必要となる封印の取付け作業には、登録事項等通知書及び旧自動車検査証の写を、再交付又は交換のために必要となる封印の取付け作業には、承認印のある交換再交付申請書の写及び出張封印確認書を提示します。また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 出張封印方式による封印の取付け作業を行う際には、出張封印確認書を運輸支局等の窓口に提出し、確認を受け、かつ、施封後は取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納します。
4. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
5. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古車新規については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証等の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、自動車検査証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）変更登録、移転登録若しくは番号変更のために必要となる封印の取付け作業には、登録事項等通知書の写及び旧自動車検査証の写を、再交付又は交換のために必要となる封印の取付け作業には、交換再交付申請書の写及び出張封印確認書の写を保存します。
6. 取り外した封印については、確実に回収します。
7. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
8. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類を調査することに応じます。
9. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
10. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上